

四国学生卓球連盟規約

第一章 総 則

第一条（名称） 本連盟は四国学生卓球連盟と称す。

第二条（地域） 本連盟は日本学生卓球連盟規約に基き四国地区（香川県・愛媛県・徳島県・高知県）の加盟校を統括し、学生卓球競技団体を代表しその支部に入る。

第三条（目的） 本連盟は加盟校相互の親睦を図り、学生スポーツの精神を遵守し、心身ともに練磨して学生卓球の健全なる発展を目的とする。

第四条（本部） 本連盟の本部は、会長または幹事長の所在地に置くことを原則とする。

第五条（各県との関連） 本連盟は日本卓球協会に基く各都道府県所在の組織に協力する。

第二章 事 業

第六条（事業） 本連盟は先の事業を行う。尚、事業細則は別に定める。

- （1）四国学生卓球春季リーグ戦 年一回
- （2）四国学生卓球新人戦 年一回
- （3）施行学生卓球秋季リーグ戦 年一回
- （4）四国学生卓球選手権大会 年一回
- （5）日本学生卓球連盟主催の各大会の四国地区予選
- （6）四国インカレ（卓球の部）への協力、その他本連盟の目的達成の為の必要となる事業を行う。

第三章 組織及び加盟資格

第七条 本連盟は四国地区に所在する文部大臣の大学（短期大学も含む）の卓球部を以って組織する。但し、大学院・通信大学の卓球部員は、含まれない。

第八条（入会） 本連盟への加盟は常任幹事会の決議を要し、所定の手続きをしなければならない。

第九条（加盟校の義務） 本連盟の維持費、登録費は四月末日までに納入しなければならない。

ない。納入金なき場合は加盟資格を失うものとする。

第十条（競技出場の資格） 本連盟に登録した選手は、出場資格を有する。但し、次の各校に該当する選手は本連盟および日学連主催の大会に出場できない。

- （１） 他校に転じて登録後一年を経過しない場合、但し、短大より上級大学へ進学するものに限り卒業者として取り扱わない。この場合同大学以外の他の大学に進学するものは常任幹事会の承認を経て本連盟の選手資格を認められる。
- （２） 原級にとどめられている停学謹慎中のもの（その期間中）
- （３） 登録選手で満４年（医学部は満６年）の登録期間を超えた者及び、一旦大学を卒業した者。
- （４） 選手登録前本連盟以外の団体（高体連は除く）に属していた選手が登録後満四ヶ月間を経過しない場合。
- （５） 本連盟以外の団体に所属し、本連盟主催、または本連盟が認めた以外の大会に所属した者。
- （６） 軟式試合に出場した者。

第十一条（登録） 加盟校は毎年四月末までに部長、監督、コーチ及び、選手を登録しなければならない。

第四章 連盟役員

第十二条 本連盟に下記の役員を置く。

- （１） 会 長 一名
- （２） 副 会 長 若干名
- （３） 顧 問 若干名
- （４） 参 与 若干名
- （５） 諮問委員会 七名
- （６） 幹 事 長 一名
- （７） 副幹事長 一名

(8) 会 計 一名

(9) 書記 若干名

(10) 常任幹事 五名

第十三条 役員に任務は左記の通りにする。

一、会長は本連盟を代表し、本連盟の運営並びに本連盟主催の大会を統括する。

一、副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその処務を代理する。

一、顧問及び参与は本連盟の重要事項に関して諮問に応じる。

一、諮問委員は本連盟の運営について常時諮問に応じる。

一、幹事長は本連盟の常任理事を代表し本連盟の運営に関する諸般の事務を管理する。

一、常任理事は幹事長を補佐し本連盟の事業と必要事項を審議決定する。

一、幹事は幹事長並びに常任幹事を補佐する。

(選任)

第十四条 一、会長、副会長は諮問委員会の推挙により常任委員会で推薦する。

一、諮問委員は常任理事会で推薦し会長が委嘱する。

一、幹事長は原則として限常任理事の互選により決定する。

一、常任理事は幹事長の推薦により常任理事会で承認を認める。

一、副幹事長、会計、書記は幹事会が任命する。

一、幹事は原則として各校の首相が兼任する。

第十五条 本連盟に名誉会長を置くことができる。

第十六条 本連盟に顧問、参与を置く。顧問、参与は諮問委員及び常任理事の推薦により会長が委嘱する。

(役員任期)

第十七条 一、会長、副会長、会計、書記、常任理事、幹事は一年とする。

一、名誉会長は特に人気を設けない。

一、顧問、参与は原則として任期は設けないが、毎年再任の同意をうける。

一、補欠又は増員によって就任した役員任期は前任者又は他の役員任期間と同じとする。

第十八条 現役々員は其の所属校が加盟権を失い、又本人がその所属校の卓球部の籍を去った時は役員資格を失う。

(改選期)

第十九条 役員選任は、任期満前原則として十二月に行う。但し重任は妨げない。

第五章 機 関

(会議の招集)

第二十条 本連盟の決議、審議、執行機関は左記の通りとする。

一、常任理事会

本連盟の最高決議機関であり、議行の執行機関で会長が随時之を招集して幹事長がこれを運営する。

一、諮問委員

本連盟の施設諮問機関で諮問委員を以って構成し、会長が之を招集する。

一、監督首相会議

本連盟が各大会の競技進行を円滑推進ならしめる為に随時会長がこれを招集する。

第二十一条 各会議は構成員の三分の一以上の要求があった場合、及び会長が特に必要と認めた時には懷疑の目的を明示し臨時に招集。

(定足数及び議決)

第二十二条 各会議は招集者が議決になり構成員の三分の二以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の過半数を持って必要とする。但し、正常な通告をして尚欠席した者は、白紙委任状を提出したものとする。

第六章 賞 罰

第二十三条 本連盟の登録選手で抜群の成績を収めた者、後進の指導に不滅の功績を残した者、本連盟の役員で目的達成のため著しく貢献した者に対しては、常任理事会の決議により、理事会の承認を得て会長が功労賞を贈る。

第二十四条 加盟校が、本連盟に類似する団体を組織し、或いは本連盟の承認なく他の団体に加盟した場合、常任理事会の決議により諮問委員会の承認を経て除籍する。

第二十五条 加盟校及登録選手で本連盟の体面を汚し義務を怠りその他本連盟の規定及目的に反する行為があった場合は、常任理事会の承認を経て除籍または嚴重なる処置をこうずる。

第七章 会 計

(経費)

第二十六条 本連盟の経費は、維持費、登録費、各大学の参加費、賛助費、その他寄付金でこれに当てる。

(年度)

第二十七条 本連盟の会計年度は、一月一日より十二月三十一日までとする。

(収入)

第二十八条 本連盟の収入は次の通りとする。

- 一、維持費 年額 1チーム 10,000 円
短大 8,000 円
- 一、新加盟費 1チーム 20,000 円
- 一、登録費 年額 新人1名 1,200 円
旧人1名 800 円
- 一、参加費 各大会毎に決定される。

第二十九条 第二十八条による収入は一切返済しない。

(会計報告)

第三十条 会計は常任幹事会及び諮問委員会において年度末会計報告を行わねばならない。

第八条

第三十条 本連盟の規約改正は、常任理事会の三分の二の同意を得て諮問委員会の承認を得なければならない。

(原則)

第三十二条 本連盟は、本規約の他に細則を設ける。

第三十三条 本規約及細則は昭和四十五年一月一日より之を実施する。

四国学生卓球連盟細則

第一章 四国学生卓球リーグ

第一条 リーグ戦は一年に二回（春・秋）行うことにする。

第二条 リーグ戦における順位は左記の方法で決定する。

一、勝点の多い順で順位を決定する。

一、勝点と同じの場合は、その2校間の勝者を上とし、3校間の場合は、その3校間の勝率により順位を決定する。

一、上、2項により決定しない場合は、セット率、ポイント率の順で順位を決定する。

第四条 女子は二リーグ制とし、入れ替え戦を行う。

第二章 四国学生卓球大会

第五条 団体戦は一ダブルス・四シングルのトーナメント方式とし、同一校から原則として何チーム出してもよいとする。

第三章 シード会議

第六条 シード会議は学連役員で構成され、幹事長がこれを招集し、統括する。

第七条 シード順は昨年度のランキング順を原則とし、後過去の実績に基づくものとする。

第八条 プログラムに作成された組み合わせは原則として不動のものとする。不都合な所がある場合は実力評価し、各校のキャプテンの全員一致の場合のみ、訂正出来るものとする。

第四章 審判長の権限

第九条 審判長は、審査員を統括し、又選手及び、審査員は審判長の指示に従うものとする。

第十条 審判員は連盟に所属し、春秋二回の審判講習会を受け、連盟主催の各大会の審判を務める。

尚、審判主任として各校より、二人、二、三回生以上のものなることとする。

（短期大学においては、その限りではない。）